

税制改正に伴う配当等と譲渡損の損益通算のお取扱いについて

平成 20 年度税制改正により、平成 21 年以降に受取る配当等（「上場株式の配当金」及び「公募非上場株式投資信託の収益分配金」等）につきましては、確定申告により上場株式等の譲渡損との損益通算が認められました。

また、平成 22 年以降に証券会社の取引口座で受取る「株式数比例配分方式の配当金等」及び「公募非上場株式投資信託の収益分配金」につきましては、源泉徴収ありの特定口座（以下「源泉徴収口座」といいます。）において年末に損益通算を行い、確定申告を不要とすることが可能となりました。

「源泉徴収口座」における配当等と上場株式等の譲渡損の損益通算に係るお取扱いの概要、当該お取扱いに係る「約款の一部変更及び新設（平成 22 年 1 月 1 日付）」等につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

※ 以下の内容につきましては、本年 12 月に、弊社ウェブサイト (<http://www.masumo.co.jp>) に掲載いたします。

1. 平成 21 年末までに特定口座を開設されたお客様

(1) 「源泉徴収口座」のお客様

租税特別措置法施行令（平成 20 年附則）第 25 条の規定により「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の提出があったものと見なされますので、お客様のお手続きは不要です。平成 22 年以降に弊社の口座で受取る配当所得（弊社が源泉徴収を行うものに限ります。）につきましては、上場株式等の譲渡損との損益通算を特定口座において行います。確定申告により他社のお取引等との損益通算を行うことも可能です。

※ 配当等と上場株式等の譲渡損の損益通算（分離課税）を行った場合は、総合課税を選択できなくなります。「源泉徴収口座」における損益通算を廃止される場合は「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」のご提出が必要となります。

(2) 「簡易申告口座」のお客様（源泉徴収なしの特定口座のお客様）

平成 22 年末までに「源泉徴収口座」に変更された場合につきましては、上記(1)と同様に、変更日以降に弊社の口座で受取る配当等は特定口座における損益通算の対象となります。なお、変更日の前日以前の配当等につきましては、特定口座における損益通算の対象外ですので、損益通算のためには確定申告が必要となります。

平成 23 年以降に「源泉徴収口座」に変更された場合につきましては、上記(1)の見なし規定は適用されませんので、配当等と上場株式等の譲渡損の損益通算を特定口座で行うためには、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」のご提出が必要となります。

2. 平成 22 年以降に特定口座を開設されるお客様

「源泉徴収口座」において、配当等と上場株式等の譲渡損の損益通算を行うためには、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」のご提出が必要となります。上記(1)の見なし規定は適用されません。

以 上

「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」の一部変更に係る新旧対照表

新	旧
第 2 条 お客様が特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。	第 2 条 お客様が特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 <u>お客様が当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。</u>	3 (新 設)

「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」の新設

新 設

約款の趣旨

第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

第2条 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等（一般口座を含みます。）をいいます。）に係るものに限ります。）のみを受入れます。

- 一 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- 二 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- 三 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

第3条 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例を受けるためには、支払確定日又は支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

2 お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日又は支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

特定上場株式配当等勘定における処理

第4条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

所得金額等の計算

第5条 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

契約の解除

第6条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- 1 お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- 2 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき
- 3 お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- 4 お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

合意管轄

第7条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

約款の変更

第8条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

附 則

この約款は、平成22年1月1日より適用させていただきます。

以 上